

岡崎墓園 利用の手引き

[保存版（R6.6.1改訂版）]

岡崎墓園の利用にあたっては、岡崎市墓園条例、岡崎市墓園管理規則などによる決まりがありますので、この手引きをよくお読みのうえ、正しく利用してください。

この手引きは、「岡崎墓園墓地利用許可証」又は「納骨壇利用許可証」と一緒に大切に保管してください。

第1 墓地

現在、岡崎墓園の墓地区画はA1ブロックからI2ブロックに分かれて構成されています。
利用をするための決まりは次のとおりです。

1 利用の申込み

(1) 応募資格

岡崎墓園の墓地区画を利用しようとする場合、申込みするかたは、次の要件を満たしていることが必要です。

- ・ 市内に1年以上住所を有していること
- ・ 親族の焼骨を保有していること
- ・ 3年以内に墳墓を設置できる見込みであること
- ・ 申請者又は同一世帯の者が岡崎墓園内に他の墓地区画を利用していないこと

(2) 申込み

現在、墓地利用者の募集を年1回行っており、申込方法などは市政だよりなどでお知らせしています。申込みは、申込期間に申請書を添付書類とともに提出していただきます。

必要なもの	注意事項
岡崎墓園墓地利用申込書兼利用許可申請書	本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要 市ホームページからダウンロード可
申請者の住民票の写し (コピー不可)	・ 発行してから3か月以内のもの
親族の焼骨保有を証明できる書類 ※親族であることがわからない場合は、別に親族とわかる書類を確認させていただきます。	●焼骨を自宅で保管している場合 ・ 火葬許可証 ●他に焼骨を埋蔵又は収蔵している場合 ・ 埋蔵又は収蔵の事実について、墓地又は納骨堂の管理者が証明した書類(例：埋蔵証明書) (発行後1年以内のもの)
委任状	本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要 代理人による申請の場合

利用区画については、原則として抽選で決定します。

(3) 注意

- ・ 申込みをする場合は「応募資格」をすべて満たしていることをあらかじめご確認ください
- ・ 居住要件はご遺骨のかたではなく、申込みをするかたに対して必要な資格です

なお、1区画当たりの墓園永代使用料等については次のとおりです。

区分	永代使用料の額	管理料の年額(括弧内は初年度)
2型墓地(2㎡)	160,000円	2,400円(800円)
4型墓地(4㎡)	320,000円	2,700円(900円)
6型墓地(6㎡)	480,000円	3,000円(1,000円)
8型墓地(8㎡)	640,000円	3,300円(1,100円)

利用については、永代使用料及び管理料の納付が必要です。永代使用料は墓地区画の永代的な使用を認めるうえで、土地の取得や区画の造成費の一部をご負担いただくものです（当初利用許可時のみ）。

管理料は、水道代、花殻などのごみ処理費用、墓地区画の縁石などの維持管理費を、墓地区画使用者のかたに毎年ご負担いただくものです。毎年度、6月頃に請求させていただきます（初年度は12月～翌3月までの4か月分を許可と同時に請求いたします）。

2 岡崎墓園墓地利用許可証

発行された「岡崎墓園墓地利用許可証」は、墓地区画の利用権を示す唯一の証書であり、使用者変更（承継）などの手続きに必要です。また、遺骨を埋蔵、改葬する場合の手続きの際にも提示を求めることがあります。**必ず利用許可を受けた人（使用者）が大切に保管してください。**

3 利用権

利用する墓地区画は使用者に永代的な使用を認めるもので、墳墓の祭事を主宰する者が承継（引き継ぎ）するほかは、利用権を第三者に譲渡したり、利用区画を転貸したりすることはできません。これらに違反した場合は墓地の利用許可が取り消されることがあります。

4 利用区画内の管理

利用区画内の清掃、墓石や植栽などの維持管理は、隣接使用者等の迷惑にならないように使用者が行っていただき、お供えの食べ物等はお持ち帰りください。

5 墳墓の設置

墳墓の設置については次のことを遵守してください。なお、墳墓とは焼骨を埋蔵する施設をいいます。

(1) 墳墓設置数

墳墓の設置は墓地の面積2㎡につき1基までとします。

区分	墳墓設置数の上限
2型墓地（2㎡）	1基
4型墓地（4㎡）	2基
6型墓地（6㎡）	3基
8型墓地（8㎡）	4基

(2) 墳墓設置の制限

墳墓などを設置する場合は、次のことを遵守してください

- ・ 墓標等の高さは、境界ブロックから3メートルを超えないこと
- ・ 墳墓には焼骨を埋蔵するための装置を設置することとし、その装置は経年により劣化、破損及び消滅しにくいものとする
- ・ 囲障、石積、盛土設備等の高さは、境界ブロックより1.2メートルを超えないこととし、雨水等により崩壊しないよう設置すること
- ・ 植栽は、常緑で整形できる樹種で、隣地及び通路に支障をきたさないものに限るものとし、高さは、境界ブロックより1.2メートルを超えないこと

- ・ 付属物としての五輪塔、地蔵、墓誌、灯ろう、その他これらに類するものを設置する場合は、隣地に支障をきたさないように設置し、高さは、境界ブロックより２メートルを超えないこと
- ・ 境界ブロックはいかなる理由があっても撤去及び移動をしないこと

(3) 墳墓設置の届出

墳墓の設置等を行うときは、着工７日前までに岡崎墓園管理事務所へ「墳墓等設置届」を提出してください。提出書類は次のとおりです。

必要なもの	注意事項
墳墓等設置届	本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要 市ホームページからダウンロード可
墳墓の見取図	高さ・幅・奥行の寸法、型式、及び施工業者名を記載したもの
焼骨等の一覧	併せて焼骨を埋蔵する場合のみ添付※
火葬許可証又は改葬許可証	

※この場合には、改めて焼骨埋蔵届の提出は不要です。なお、新たに墳墓を設置するときの他、次の場合において、墳墓等設置届の提出が必要となります。

- ・ 墳墓の建替えにより、墳墓の構造を変更するとき
- ・ 墳墓の構造は変更せず、利用区画内で移動をするとき
- ・ 墳墓ではない、記念碑や付属物を設置・撤去するとき

(4) 墳墓設置の報告

墳墓設置の工事が完了したら、設置後の写真（設置状況がわかるもの）を岡崎墓園管理事務所に提出してください。

6 焼骨の埋蔵

焼骨を埋蔵する場合は、岡崎墓園管理事務所に「焼骨埋蔵届」を提出してください。提出書類は次のとおりです。

必要なもの	注意事項
焼骨埋蔵届	本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要 市ホームページからダウンロード可
焼骨等の一覧	市ホームページからダウンロード可
火葬許可証、改葬許可証 又は分骨証明書(原本に限る)	・ 火葬許可証は火葬の際に交付されたもの ・ 改葬許可証は「改葬手続きについて」（P４）を参照 ・ 分骨証明書は現に焼骨を埋蔵している場所の管理者等が発行した証明書

◎改葬手続きについて

既に墓地や納骨堂に埋蔵、収蔵されている遺骨を他の墓地や納骨堂に移すときは、「改葬許可証」が必要です。

改葬許可証は、現在遺骨がある墓地や納骨堂が所在する市町村役場が発行しますので、申請手続きについては各市町村役場にお問い合わせください。

1 他の墓地や納骨堂から岡崎墓園への改葬手続き

（例：町内会の墓地や他市町村の墓地から岡崎墓園へ焼骨を移す場合等）

① 焼骨埋蔵（収蔵）証明書の発行

現在焼骨がある墓地や納骨堂の管理者から「焼骨埋蔵（収蔵）証明書」を発行してもらいます。

② 改葬許可証の発行

①の「焼骨埋蔵（収蔵）証明書」を持って、現在焼骨がある墓地や納骨堂が所在する市町村役場で改葬許可の申請をし、「改葬許可証」の交付を受けてください。

③ 焼骨を引き取る

②の「改葬許可証」を提示して、現在焼骨がある墓地や納骨堂から焼骨を引き取ります。ただし、土葬骨の場合は焼骨にしてください。

④ 焼骨を埋蔵する

岡崎墓園に焼骨を埋蔵します。このとき「改葬許可証」を焼骨埋蔵届又は墳墓等設置届に添えて岡崎墓園管理事務所に提出してください（「5/3 墳墓設置の届出」「6 焼骨の埋蔵」のとおり）。

2 岡崎墓園から他の墓所等への改葬手続き

（例：岡崎墓園から町内会の墓地や他市町村の墓地へ焼骨を移す場合等）

① 焼骨埋蔵（収蔵）証明書の発行

岡崎墓園管理事務所に「焼骨埋蔵（収蔵）証明願」を提出し、「焼骨埋蔵（収蔵）証明書」の発行を受けてください。

② 改葬許可証の発行

①の「焼骨埋蔵（収蔵）証明書」を持って、市保健政策課で改葬許可の申請をして、「改葬許可証」の交付を受けてください。

③ 焼骨を引き取る

焼骨移動届を提出のうえ、②の「改葬許可証」を岡崎墓園管理事務所に提示して、岡崎墓園から焼骨を引き取ります（区画の返還を伴う場合は、「改葬許可証」を提示して「墓地返還届」を提出してください）。

④ 焼骨を埋蔵する

新しい墓地や納骨堂に焼骨を納骨します。このとき「改葬許可証」を墓地や納骨堂の管理者に提出してください。

7 各種手続き

次の場合は、すみやかに岡崎墓園管理事務所で手続きをしてください。郵送申請をご希望の場合は、岡崎墓園管理事務所にお問い合わせください。(1)から(5)の各申請書は岡崎墓園管理事務所で配布、または市のホームページからダウンロードできます。

(1) 使用者の死亡等により、使用者の変更をするとき（利用権の承継）

必要なもの	注意事項
岡崎墓園墓地利用権承継承認申請書	本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要 市ホームページからダウンロード可
前使用者との続柄がわかるもの（原本）	- 発行してから3か月以内のもの - 前使用者と申請者との続柄がわかる書類（戸籍事項全部証明書（戸籍謄本）等）
申請者の住民票の写し、又は、国又は地方公共団体の機関が発行した現住所が記載され、かつ、写真付きの身分証明書のコピー	- 岡崎市外に在住の場合のみ添付 - 本籍が記載されているもの - 発行してから3か月以内のもの - コピーを添付の場合は必ず原本を提示
岡崎墓園墓地利用許可証（原本）	紛失した場合は不要

※申請者と前使用者の関係が複雑な場合などは、上記以外に書類を提出いただくことがあります。事前に岡崎墓園管理事務所にご相談ください。

(2) 引っ越し等により使用者の住所又は住居表示が変わったとき (岡崎市内から岡崎市内の転居の場合は手続き不要です。)

必要なもの	注意事項
墓地使用者住所等変更届兼岡崎墓園墓地利用許可証書換交付申請書	本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要 市ホームページからダウンロード可 (岡崎市内で転居されたかたで、新しい住所の記載された許可証が必要な場合も申請が必要)
墓地使用者の住民票の写し、又は、国又は地方公共団体の機関が発行した現住所が記載され、かつ、写真付きの身分証明書のコピー	- 本籍が記載されているもの - 発行してから3か月以内のもの - コピーを添付の場合は必ず原本を提示
岡崎墓園墓地利用許可証（原本）	紛失した場合は不要

(3) 婚姻等により使用者の氏名が変わったとき

（岡崎市内在住のかたの氏名変更の場合は手続き不要です。ただし、市外から市内の転居を同時に伴う氏名変更は手続きの対象となります。）

必要なもの	注意事項
墓地使用者住所等変更届兼岡崎墓園 墓地利用許可証書換交付申請書	本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要 市ホームページからダウンロード可 （岡崎市内在住で氏名変更されたかたで、新しい氏名の記載された許可証が必要な場合も申請が必要）
戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	・発行してから3か月以内のもの ・コピーを添付の場合は必ず原本を提示
岡崎墓園墓地利用許可証（原本）	紛失した場合は不要

(4) 利用許可証を汚したり、紛失したとき（利用許可証の再交付）

必要なもの	注意事項
岡崎墓園墓地利用許可証再交付申請書	本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要 市ホームページからダウンロード可
岡崎墓園墓地利用許可証（原本）	紛失した場合は不要

(5) 埋蔵してある焼骨を取り出すとき（墓地を返還する場合は「8 墓地が不要になったとき」の手続きを行ってください。）

必要なもの	注意事項
焼骨移動届	本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要 市ホームページからダウンロード可
焼骨等の一覧	市ホームページからダウンロード可

※あらかじめ改葬許可の手続き（P 4 参照）を行ってください。（分骨の場合を除く。）

8 墓地が不要になったとき

墓地が不要になったときは、使用者の負担で墳墓等を解体し、原状に戻したうえで岡崎墓園管理事務所に「墓地返還届」を提出してください。提出書類は次のとおりです。

必要なもの	注意事項
墓地返還届	本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要 市ホームページからダウンロード可
岡崎墓園墓地利用許可証（原本）	紛失した場合は不要
焼骨等の一覧	併せて焼骨を移動した場合のみ添付※
利用区画を原状回復（更地）したことがわかる写真	
使用者名義人の通帳の写し	墳墓を建立せずに、利用許可から3年以内に墓地を返還する場合に提出（永代使用料の一部還付に必要）
口座振替申出書	
永代使用料納入確認の写し	提出を求められた場合

※この場合には、改めて焼骨移動届の提出は不要です。

※遺骨が埋蔵されている場合は、改葬手続きが必要です（手続きはP 4を参照してください）。使用者情報が変更されている場合（使用者が死亡している場合又は使用者の住所・氏名が変更している場合）は、使用者情報の更新（利用権承継又は住所・氏名変更）をしてから返還手続きをしてください（同時に手続きも可能です）。

なお、利用許可の日から3年以内で、墳墓を建立していない状態で墓地を返還するときは、墓園永代使用料還付基準に基づき、既納の永代使用料の半額を還付します（今後の状況により、墓園永代使用料還付基準は変更する場合があります）。

また、一度納付された管理料の還付はできません。

9 利用許可の取消

次の場合は利用許可を取り消すことがあります。

- ・ 偽り又は不当な手段により墓地の利用の許可を受けたとき
- ・ 墓地の面積2㎡につき一基までとの基準を超えて墳墓を設置したとき
- ・ 利用区画を他の者に貸し付け、又はその権利を他の者に譲渡したとき
- ・ 利用の許可を受けた日から3年以内に墳墓を設けないとき
- ・ 管理料を5年納めないとき
- ・ 岡崎市墓園条例、岡崎市墓園管理規則の規定、利用許可に付された条件及び市長の指示に従わなかったとき

【注意】 墓地の利用の許可が取り消された場合は、自己負担で、当該墓地を原状に戻していただきます。

10 利用権の消滅

次の場合は利用権が消滅します。

- ・ 墓地使用者が死亡し、墓地に設けられた墳墓の祭事を主宰する者がいない場合
- ・ 墓地使用者の住所又は生死が不明となり10年を経過した場合
- ・ 墓地使用者が死亡して10年を経過してもなお承継承認の申請がされない場合

【注意】 -----

- ・ 使用者が死亡し、縁故者のかたと郵送や電話等でご連絡が取れない場合においては、無縁墳墓とみなし、法律の手続きを経て墳墓等を撤去します。この場合、利用権も消滅します。
- ・ 使用者が転居するなどし、連絡の取れない状態が続いた場合は、利用権が消滅する場合があります。

第2 納骨壇

納骨堂の中に貸出用の納骨壇が用意されています。
永代供養するものではありませんのでご注意ください。
ご利用の決まりは次のとおりです。

1 利用の申込み

(1) 応募資格

納骨壇を利用しようとする場合、申込みするかたは、次の要件を満たしていることが必要です。

- ・ 市内に住所を有していること
- ・ 焼骨を保有していること（分骨は不可）

(2) 申込み

現在、納骨壇の利用については随時受け付けております。申込みは、申請書を添付書類等とともに岡崎墓園管理事務所へ提出していただきます。

必要なもの	注意事項
納骨壇利用許可申請書	本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要 市ホームページからダウンロード可
申請者の住民票の写し （原本）	・ 本籍が記載されているもの ・ 発行してから3か月以内のもの
親族の焼骨保有を証明できる 書類 ※親族であることがわからない場合は、別に親族とわかる 書類を確認させていただきます。	●焼骨を自宅で保管している場合 ・ 火葬許可証 ●他に焼骨を埋蔵又は収蔵している場合 ・ 埋蔵又は収蔵の事実について、墓地又は納骨堂の管理者が証明した書類（例：埋蔵証明書）（発行後1年以内のもの）
納骨壇使用料	区分と使用期間に応じて以下の金額

なお、1基当たりの納骨壇使用料については次のとおりです。

区分	金額	
	使用期間が3年の場合	使用期間が5年の場合
3段式	3年につき 12,800円	5年につき 21,350円
5段式	3年につき 7,670円	5年につき 12,800円

(3) 注意

- ・ 申込みをする場合は「応募資格」をすべて満たしていることをあらかじめご確認ください。
- ・ 居住要件は、ご遺骨のかたではなく、申込みをするかたに対して必要な資格です。

2 納骨壇利用許可証

後日、「納骨壇利用許可証」を発行します。「納骨壇利用許可証」は、納骨壇の利用権を示す唯一の証書であり、使用者変更（承継）などの手続きに必要です。また、遺骨を収蔵、改葬する場合の手続きの際にも提示を求めることがあります。**必ず利用許可を受けた人（使用者）が大切に保管してください。**

3 利用権

利用する納骨壇は使用期間に限り利用を認めるもので、使用者が死亡等して代わりに焼骨等を管理すべき者が承継（引き継ぎ）するほかは、利用権を第三者に譲渡したり、利用箇所を転貸したりすることはできません。これらに違反した場合は納骨壇の利用の許可が取り消されることがあります。

4 利用箇所の管理

利用箇所の維持管理は、他の使用者の迷惑にならないように使用者が行っていただきます。

5 焼骨の収蔵

焼骨を収蔵する場合は、岡崎墓園管理事務所に「焼骨等収蔵届」を提出してください。提出書類は次のとおりです。

必要なもの	注意事項
焼骨等収蔵届	本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要 市ホームページからダウンロード可
焼骨等の一覧	市ホームページからダウンロード可
火葬許可証、改葬許可証 又は分骨証明書(原本に限る)	・火葬許可証は火葬の際に交付されたもの ・改葬許可証は「改葬手続きについて」（P 4）を参照 ・分骨証明書は現に焼骨を埋蔵している場所の管理者等が発行した証明書

6 各種手続き

次の場合は、すみやかに岡崎墓園管理事務所で手続きをしてください。郵送申請をご希望の場合は、岡崎墓園管理事務所にお問い合わせください。(1)から(5)の各申請書は岡崎墓園管理事務所で配布、または市のホームページからダウンロードできます。

(1) 使用者の死亡等により、使用者の変更をするとき（利用権の承継）

必要なもの	注意事項
納骨壇利用権承継承認申請書	本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要 市ホームページからダウンロード可
前使用者との続柄がわかるもの （原本）	- 発行してから3か月以内のもの - 前使用者と申請者との続柄がわかる書類（戸籍事項全部証明書（戸籍謄本）等）
申請者の住民票の写し、又は、国又は地方公共団体の機関が発行した現住所が記載され、かつ、写真付きの身分証明書のコピー	- 岡崎市外に在住の場合のみ添付 - 本籍が記載されているもの - 発行してから3か月以内のもの - コピーを添付の場合は必ず原本を提示
納骨壇利用許可証（原本）	紛失した場合は不要

※申請者と前使用者の関係が複雑な場合などは、上記以外に書類を提出いただくことがあります。事前に岡崎墓園管理事務所にご相談ください。

(2) 引っ越し等により使用者の住所または住居表示が変わったとき （岡崎市内から岡崎市内の転居の場合は手続き不要です）

必要なもの	注意事項
納骨壇使用者住所等変更届兼納骨壇利用許可証書換交付申請書	本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要 市ホームページからダウンロード可 （岡崎市内で転居されたかたで、新しい住所の記載された許可証が必要な場合も申請が必要）
納骨壇使用者の住民票の写し、又は、国又は地方公共団体の機関が発行した現住所が記載され、かつ、写真付きの身分証明書のコピー	- 本籍が記載されているもの - 発行してから3か月以内のもの - コピーを添付の場合は必ず原本を提示
納骨壇利用許可証（原本）	紛失した場合は不要

(3) 婚姻等により使用者の氏名が変わったとき

(岡崎市内在住のかたの氏名変更の場合は手続き不要です。ただし、市外から市内の転居を同時に伴う氏名変更は手続きの対象となります。)

必要なもの	注意事項
納骨壇使用者住所等変更届兼納骨壇利用許可証書換交付申請書	本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要 市ホームページからダウンロード可(岡崎市内在住で氏名変更されたかたで、新しい氏名の記載された許可証が必要な場合も申請が必要)
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	・発行してから3か月以内のもの ・コピーを添付の場合は必ず原本を提示
納骨壇利用許可証(原本)	紛失した場合は不要

(4) 利用許可証を汚したり、紛失したとき(利用許可証の再交付)

必要なもの	注意事項
納骨壇利用許可証再交付申請書	本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要 市ホームページからダウンロード可
納骨壇利用許可証(原本)	紛失した場合は不要

(5) 収蔵してある焼骨を取り出すとき(納骨壇を返還する場合は「8 納骨壇が不要になったとき」の手続きを行ってください。)

必要なもの	注意事項
収蔵焼骨移動届	本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要 市ホームページからダウンロード可
焼骨等の一覧	市ホームページからダウンロード可

※あらかじめ改葬許可の手続き(P4参照)を行ってください。(分骨の場合を除く。)

7 納骨壇を引き続き利用したいとき(使用期間の更新)

納骨壇を使用期間満了後も引き続き利用したいときは、あらかじめ使用期間の更新をするため、岡崎墓園管理事務所に「納骨壇使用期間更新許可申請書」を提出してください。提出書類は次のとおりです。

必要なもの	注意事項
納骨壇使用期間更新許可申請書	本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要 市ホームページからダウンロード可
納骨壇利用許可証(原本)	紛失した場合は不要
納骨壇使用料	区分と使用期間に応じた金額(P8参照)

なお、使用期間の更新は、市内に住所を有していることが条件となります。使用者の死亡等により使用者の変更をしたときや使用者の住所変更により使用者の住所が市外になったときは、使用期間の更新ができませんので、ご注意ください。

8 納骨壇が不要になったとき

納骨壇が不要になったときは、使用者の負担で収蔵したものを撤去し、原状に戻したうえで岡崎墓園管理事務所に「納骨壇返還届」を提出してください。提出書類は次のとおりです。

必要なもの	注意事項
納骨壇返還届	本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要 市ホームページからダウンロード可
納骨壇利用許可証（原本）	紛失した場合は不要
焼骨等の一覧	併せて焼骨を移動した場合のみ添付※

※この場合には、改めて収蔵焼骨移動届の提出は不要です。

焼骨が収蔵されている場合は、改葬手続きが必要です（手続き方法は「改葬手続きについて」（P4）を参照してください）。使用者情報が変更されている場合（使用者が死亡している場合又は使用者の住所・氏名が変更している場合）は、使用者情報の更新（利用権承継又は住所・氏名変更）をしてから返還手続きをしてください（同時に手続きも可能です）。

9 納骨壇の使用期間を満了するとき

納骨壇の使用期間を満了し、引き続き納骨壇を使用しないときは、使用者の負担で収蔵したものを撤去し、原状に戻したうえで岡崎墓園管理事務所に「納骨壇利用終了届」を提出してください。提出書類は次のとおりです。

必要なもの	注意事項
納骨壇利用終了届	本人が氏名を手書きしない場合は認印が必要 市ホームページからダウンロード可
納骨壇利用許可証（原本）	紛失した場合は不要
焼骨等の一覧	併せて焼骨を移動した場合のみ添付※

※この場合には、改めて収蔵焼骨移動届の提出は不要です。

焼骨が収蔵されている場合は、改葬手続きが必要です（手続き方法は「改葬手続きについて」（P4）を参照してください）。使用者情報が変更されている場合（使用者が死亡している場合又は使用者の住所・氏名が変更している場合）は、使用者情報の更新（利用権承継又は住所・氏名変更）をしてから利用終了の手続きをしてください（同時に手続きも可能です）。

10 利用許可の取消

次の場合は利用許可を取り消すことがあります。

- ・ 偽り又は不当な手段により納骨壇の利用の許可を受けたとき
- ・ 利用箇所を他の者に貸し付け、又はその権利を他の者に譲渡したとき
- ・ 岡崎市墓園条例、岡崎市墓園管理規則の規定、利用許可に付された条件及び市長の指示に従わなかったとき

11 納骨壇に収蔵された焼骨が無縁となった場合

使用者が死亡し、縁故者のかたと郵送や電話等でご連絡が取れない場合においては、使用期間満了後に焼骨を別の場所に移し、法律の手続きにより無縁として改葬の手続きを行います。

第3 葬祭場

通夜、葬儀のため、葬祭場（納骨堂内）をご利用いただけます。なお、祭壇等の備品の貸し出しはなく、会場のみ使用となりますのでご注意ください。

1 申し込み

ご利用・申し込みに関する詳細は以下にお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

岡崎墓園管理事務所

（電話番号） 0564-46-3310 【申込み専用ダイヤル】

（受付時間） 午前9時～午後5時 ※土日祝も受付を行います。

2 料金

使用料金（市内）は次のとおりです。

料金区分	市内	市外
葬祭室・和室（4時間）	5,330円 延長1時間につき1,590円	7,995円 延長1時間につき2,385円
和室のみ	310円/時	465円/時

※「市内」とは次に該当するかたを指し、該当しない場合は、市外料金（1.5倍の額）となります。

- ・ 利用者が市内の場合
- ・ 死亡者が市内の場合
- ・ 死産した胎児の母が市内の場合

第4 その他

1 施設の概要

名称	所在地	休業
岡崎墓園	〒444-3342 岡崎市才栗町字流石51番地	岡崎墓園管理事務所は土日祝休み
岡崎墓園納骨堂	〒444-3342 岡崎市才栗町字流石51番地	1月1日及び友引休み(ただし、お盆・お彼岸は友引の場合でも利用可能な場合があります。)



2 駐車場

岡崎墓園内に駐車場は8か所あります。園路に駐車する際は、他の車両の通行の妨げとならないようお願いします。

なお、車両の駐車によるトラブルに関しては一切責任を負いかねますので、ご了承ください。

3 水汲場

岡崎墓園内の各所に水汲場を設けております。桶掛けについてもご利用いただくことができますが、整理整頓されていない桶等は、撤去させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。手桶・ひしゃくは順次、岡崎墓園で用意させていただきます。

なお、紛失破損盗難等に関しては、一切責任を負いかねますので、ご了承ください。

4 便所

岡崎墓園内には便所が園内に4か所と納骨堂に1か所設置されています。

5 遵守事項

岡崎墓園の利用については、法令等、本手引きのほか、次のことを遵守してください。

- ・ 墓地に死体を埋葬しない（土葬を行わない）こと
- ・ 利用区画及び利用箇所において、市町村長の許可を受けた焼骨以外のものを埋蔵及び収蔵しないこと（※ペットの焼骨など）
- ・ その他、墓園の管理に支障を及ぼす又はその恐れがあることを行わないこと

なお、本手引きにある利用手続き、決まり等は、今後の状況により変更することがあります。内容については岡崎墓園管理事務所又は市の担当窓口までご確認ください。

6 岡崎墓園管理事務所及び市の担当窓口の所在地

名称	所在地	連絡先
岡崎墓園管理事務所	〒444-3342 岡崎市才栗町字流石51番地	TEL 0564-46-3260 FAX 0564-46-3741
岡崎市保健部 保健政策課	〒444-8545 岡崎市若宮町2丁目1番地1 (岡崎げんき館2階)	TEL 0564-23-6182 FAX 0564-23-5041

7 アクセス（公共交通機関）

土曜日・日曜日・祝祭日（休日ダイヤ）に限り名鉄バスが運行しています。

【付録】主な手続き一覧

1 墓地

事項			手続き		頁
①	墓地を新たに利用したいとき	⇒	岡崎墓園墓地利用申込書 兼利用許可申請書	⇒	P1
②	新たに墳墓を設置するとき	⇒	墳墓等設置届	⇒	P2 P3
	墳墓の建替えにより、墳墓の構造を変更するとき				
	墳墓の構造は変更せず、利用区画内で移動をするとき				
	記念碑や装飾物を設置・撤去するとき				
③	焼骨を埋蔵するとき	⇒	焼骨埋蔵届	⇒	P3
④	使用者の死亡等により、使用者の変更をするとき	⇒	岡崎墓園墓地利用権承継 承認申請書	⇒	P5
⑤	引っ越し等により使用者の住所又は 住居表示が変わったとき (岡崎市内の転居の場合は手続き不要です。)	⇒	墓地使用者住所等変更届 兼岡崎墓園墓地利用許可 証書換交付申請書 (岡崎市内で転居された かた及び岡崎市内在住で 氏名変更されたかたで、 新しい住所・氏名の記載 された許可証が必要な場 合は申請してください。)	⇒	P5 P6
	婚姻等により使用者の氏名が変わったとき (岡崎市内在住のかたの氏名変更の 場合は手続き不要です。ただし、市外 から市内の転居を同時に伴う氏名変 更は手続きの対象となります。)				
⑥	利用許可証を汚したり、紛失したとき	⇒	岡崎墓園墓地利用許可証 再交付申請書	⇒	P6
⑦	埋蔵してある焼骨を取り出すとき	⇒	焼骨移動届	⇒	P6
⑧	墓地が不要になったとき	⇒	墓地返還届	⇒	P6 P7

2 納骨壇

事項			手続き		頁
①	納骨壇を新たに利用したいとき	⇒	納骨壇利用許可申請書	⇒	P8
②	焼骨を収蔵するとき	⇒	焼骨等収蔵届	⇒	P9
③	使用者の死亡等により、使用者の変更をするとき	⇒	納骨壇利用権承継承認申請書	⇒	P10
④	引っ越し等により使用者の住所または住居表示が変わったとき (<u>岡崎市内</u> の転居の場合は手続き不要です。)	⇒	納骨壇使用者住所等変更届兼納骨壇利用許可証書換交付申請書 (<u>岡崎市内</u> で転居されたかた及び <u>岡崎市内</u> 在住で氏名変更されたかたで、新しい住所・氏名の記載された許可証が必要な場合は申請してください。)	⇒	P10 P11
	婚姻等により使用者の氏名が変わったとき (<u>岡崎市内</u> 在住のかたの氏名変更の場合は手続き不要です。ただし、市外から市内の転居を同時に伴う氏名変更は手続きの対象となります。)				
⑤	利用許可証を汚したり、紛失したとき	⇒	納骨壇利用許可証再交付申請書	⇒	P11
⑥	収蔵してある焼骨を取り出すとき	⇒	収蔵焼骨等移動届	⇒	P11
⑦	納骨壇を引き続き利用するとき	⇒	納骨壇使用期間更新許可申請書	⇒	P11
⑧	納骨壇が不要になったとき	⇒	納骨壇返還届	⇒	P12
⑨	納骨壇の使用期間を満了するとき	⇒	納骨壇利用終了届	⇒	P12